

令和8年度ICT林業経営体支援業務 企画提案 募集要項

1 業務名

令和8年度ICT林業経営体支援業務

2 業務目的

本県の森林は本格的な利用期を迎え、充実した森林資源の積極的な利用が求められている。しかし、今後労働力不足が懸念されるなどの課題がある中、森林資源の利用を増加させるためには、ICTのさらなる普及・定着を促し、民間による効率的な木材生産や森林整備を推進する必要がある。

本県では、「スマート林業定着促進プラン（以下、プラン）」を作成し、業務合理化に意欲のある林業経営体を対象に、スマート林業ツール導入の成功モデルを作り、他の林業経営体へ波及させることで県内にスマート林業による課題解決、考え方の導入を促進していくこととした。

林業経営体だけで、経営や日常業務の課題の把握やその解決を図ることは負担が大きく困難であるため、コンサルタント等の指導のもとスマート林業ツールの導入・定着の支援を行い、ICTの定着を狙う。

3 業務内容

県内の林業経営体に対して、課題解決となるスマート林業ツールを選定・導入し、業務合理化を図る支援を行う。

業務内容は以下の（１）～（６）とする。

（１）支援する林業経営体の業務・経営上の課題の分析と特定

林業経営体の業務・経営上の課題の分析と特定、その解決策の検討を行う。

（２）（１）の課題解決となるスマート林業ツールの選定及び目標設定

課題の解決となるスマート林業ツールを選定する。また、導入によって得られる効果を明らかにし、目標を設定する。

（３）スマート林業ツールの導入・運用計画の策定

スマート林業ツールを導入し、目標達成のための計画を策定する。

（４）計画実行のための進捗管理・アドバイス

林業経営体へスマート林業ツール導入及び定着の支援・進捗管理を行う。

- (5) スマート林業ツールの導入効果の測定
計画や目標に対する効果の測定を行う。
- (6) 成果報告
(5) の効果等を踏まえてスマート林業ツールの定着結果及び本業務で判明した課題について取りまとめ報告する。

※企画提案時に、上記(1)～(3)について支援を行う林業経営体及び導入するスマート林業ツールを決めた上で応募すること。

4 応募資格

応募資格者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年度から令和7年度の間、林業経営体に対してコンサルティング業務を行ったことのある者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案応募書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) この公告の日から企画提案応募書提出期限までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。

5 支援対象となる林業経営体及びスマート林業ツール

(1) 林業経営体

支援対象となる林業経営体は、以下の①または②とする。なお、審査の際は①の林業経営体を支援する事業者を優先する。

- ① 意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者(平成31年3月29日付け30林第766号農林水産部長通知に基づき登録された林業経営体)並びに育成経営体(平成30年度林政経第316号林野庁長官通知3(2)に基づき選定した林業経営体)
- ② 認定事業主(労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を

受けた事業主。事業主は、林業労働力の確保の促進に関する法律第2条第2項で定義される者)

(2) スマート林業ツール

スマート林業ツールは、ICTやロボット等の新しい技術を活用した林業用のハードウェアやソフトウェアである。

スマート林業ツールの導入経費は、ハードウェアは1年あたりのリース料相当額等、ソフトウェアは1年あたりの利用料及びカスタマイズ費用等が認められる。

6 募集期間

令和8年4月24日(金)から令和8年6月1日(月)まで

7 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

1,601,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月9日(火)まで

(4) 契約保証金

愛知県財務規則129条の3第6号の規定に基づき全額を免除する。

(5) 委託費の支払条件

資金計画書の提出により、前金払が適当と認められるときには、前金払請求に基づき委託費の全部又は一部を前金払いし、残額は業務委託完了後の精算払いとする。

(6) その他

見積額及び委託契約金額は、支援する林業経営体へのスマート林業ツールの導入経費を含める。

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

8 企画提案書の応募手続

当事業の受託を希望する者は、別添1「企画提案書類作成要領」により、必要書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画応募書（様式1）
- イ 企画提案書（自由様式）
- ウ 実施体制及び同種業務実績（様式2）
- エ 経費積算書（自由様式）
- オ 見積書（自由様式）（「愛知県知事」あてとする）
- カ 承諾書の写し（支援を受ける林業経営体が企画提案書の内容を承知し、採択された際は取り組むことについて承諾しているもの）
- キ 添付資料
 - ・ 定款又は寄附行為
 - ・ 組織概要、事業概要がわかる資料（パンフレット等）
 - ・ 決算報告書（直近3カ年）
 - ・ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）
（該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付）
 - ・ その他参考書類（委託費対象経費の積算基礎となるもの）

(2) 提出部数

ア、オ、カ、キは各1部（正本1部）、イ～エは各7部（正本1部、副本6部）。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時【必着】

(4) 提出方法

郵送又は持参

(5) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農林基盤局林務部林務課

生産グループ（担当 五十君）

電 話 052-954-6444

F A X 052-954-6936

E-mail rinmu@pref.aichi.lg.jp

(6) 企画提案書作成上の注意事項

- ・ 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・ 提案期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- ・ 提出書類は返却しない。

(7) その他

- ア 応募に当たっては、予め募集期間内（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前9時から午後5時までの間）に、林務課で説明を受けることとする。
- イ 応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。
- ウ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- エ 採択された企画提案書の一切の権利は愛知県に帰属するものとする。
- オ 事業の実施に当たっては、選定された企画提案の内容は必ず行うものとし、具体的な実施内容については、愛知県と被選定者（受託者）が協議の上、決定する。

9 選定事業者数

3者（ただし提案内容や金額により選定事業者数が増減することがある）

10 企画提案の選定等

(1) 審査方法等

- ・ 県が設置する企画審査委員会において、提出された企画提案書に基づく書面審査により5件程度を選定のうえ次に、プレゼンテーションによる審査を行い、受託者を選定する。
- ・ プレゼンテーションによる審査は、提案者のほか、支援対象となる林業経営体も同席することができる。
- ・ 企画審査委員会は、非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せ及び異議申立てには応じない。

(2) プレゼンテーションによる審査

- ・ 提案者によるプレゼンテーション（10分）により行う。
- ・ 提案者からの説明終了後に質疑応答を10分程度行う。
- ・ プレゼンテーションにおいて、パソコン及びプロジェクター等を使用する場合は事前に申し出ること。

- ・プレゼンテーションの日程は、プレゼンテーション実施者には別途通知する。
- (3) 照会等
- ・審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。
 - ・応募内容等に不明な点がある場合、県からの電話等により照会を行うことがある。
- (4) 審査の観点
- ・業務の意図・目的を理解しているか
 - ・業務の実施体制は妥当か（林業経営体への指導能力や実績があるか）
 - ・支援する林業経営体の課題又は導入するスマート林業ツールは、これまでの支援内容と比較して新規性があるか
 - ・企画提案の内容は、優れているか（林業経営体の課題の分析や特定、導入するスマート林業ツール選定理由と目標設定、導入・運用計画の策定等）
 - ・経費の積算は適切か
※書面審査も同様の基準により審査する。
- (5) 選考結果
- 全応募者に対して郵送で通知する。
- (6) 契約
- ・企画審査委員会で選定された者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で、委託見積限度額（予定価格）の範囲内で、別に定める契約書により契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、選定された者と改めて県が協議等を行うこととする。

11 スケジュール

- 令和8年4月24日（金） 企画運營業務委託の募集公告
- 令和8年6月1日（月） 企画提案書の提出期限
- 令和8年6月9日（火） 企画審査委員会による審査
- 令和8年6月下旬 受託者の決定
- 令和8年7月上旬 契約締結・業務開始
- 令和9年3月9日（火） 業務完了

様式 1

令和 年 月 日

令和 8 年度 I C T 林業経営体支援業務
企画応募書

愛知県知事 大村秀章 殿

住 所

氏 名

(名称及び代表者職氏名)

令和 8 年度 I C T 林業経営体支援業務を受託したいので、次のとおり企画提案書を提出します。

なお、提案に当たり下記の事項について、誓約します。

記

<誓約事項>

- 1 提案者は募集要項に定める応募資格を満たしていること。
- 2 募集要項、仕様書に記載された内容を全て承知の上で提案するものであること。

<提案者連絡先>

所属(部署名)	
担当者役職名	
担当者氏名	
電 話	
ファクシミリ	
E-mail	

様式 2

令和 8 年度 I C T 林業経営体支援業務
実施体制及び同種業務実績

担当者氏名 _____

2 実施体制等

(1) 組織体制図 (再委託する場合はそれも含む。)

(2) 役割分担

予定者名	所属・役職	業務経験年数及び実績	主な業務内容

(3) 林業経営体へのコンサルティング業務の実績
(再委託する場合は、再委託先の実績も記入)

契約年度	契約先	業務名称及び内容	請負額 (円)

(4) 県との連絡・調整の方法

連絡・調整担当者	所属・役職	連絡先 (電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等)
(正)		
(副)		